

一管区水路通報第10号

令和8年3月13日

第一管区海上保安本部

第102項	北海道南岸	函館港	海洋調査
第103項	北海道南岸	白老港北東方	灯標高さ変更
第104項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第105項	北海道南岸	釧路港	水深減少等
第106項	北海道南岸	釧路港	水路測量(期間変更)
第107項	北海道南岸	湯沸岬北東方	潜水訓練
第108項	北海道南岸	落石岬南東方	射撃訓練
第109項	北海道西岸	焼尻島	灯台灯質等変更
第110項	北海道西岸	石狩湾港	水難救助訓練
第111項	北海道西岸	石狩湾港	水難救助訓練
第112項	北海道西岸	小樽港	アンカーチェーン等交換作業
第113項	北海道西岸	神威岬南方	観測機器灯質変更
第114項	北海道西岸	岩内港南西方	AIS信号所復旧
第115項	本州東岸	尻屋埼東方	射撃訓練
第116項	本州北西岸	龍飛埼西南西方	射撃訓練
第117項	北海道周辺		船舶通航信号所一時業務休止

お知らせ

- 「海氷情報センター」について
海氷情報は下記Webページにより入手できます。
URL : <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/1center.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL:<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

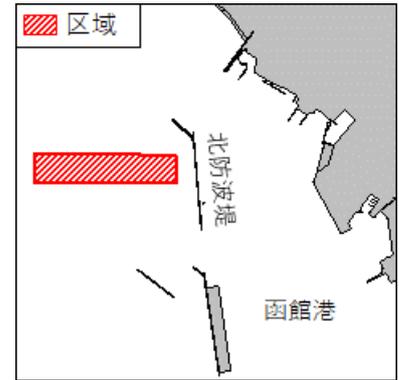
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

8年102項 北海道南岸 — 函館港、第5区 海洋調査

図に示す区域で、潜水士による水産資源調査が実施されている。

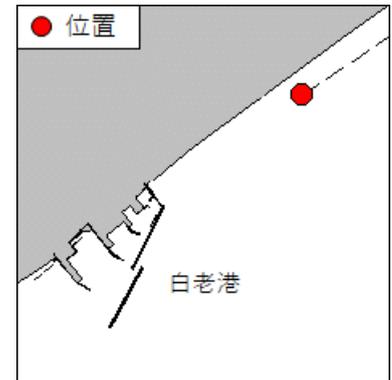
期 間 令和8年4月30日までの内2日間 0730~1200
 備 考 潜水調査中、国際信号旗「A」旗掲揚
 海 図 W6
 出 所 函館港長



8年103項 北海道南岸 — 白老港北東方 灯標高さ変更

下記灯標は高さを変更された。

灯標名称 開発局白老高砂沖人工リーフB灯標
 位 置 42-32.3N 141-21.1E
 高 さ (変更前) 4.3m
 (変更後) 4.4m
 海 図 W1034-JP1034
 参照書誌 411 0090. 4番
 出 所 第一管区海上保安本部



8年104項 北海道南岸 — 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

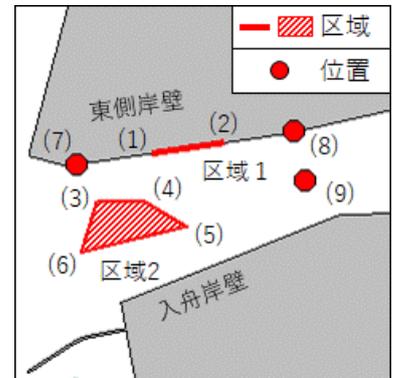
期 間 令和8年4月1日~30日 (日曜日及び祝日を除く) 0800~1700
 区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 41-45-39N 142-05-17E
 (2) 41-27-10N 142-42-46E
 (3) 41-44-09N 142-57-46E
 (4) 41-43-09N 142-59-46E
 (5) 41-41-38N 142-59-46E
 (6) 41-40-45N 143-26-26E
 (7) 41-33-10N 143-29-46E
 (8) 41-10-10N 143-19-46E
 (9) 41-10-10N 142-09-47E

海 図 W43
 出 所 防衛省防衛政策局



8年105項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区及び第2区 水深減少等
 下記区域等に、水深減少及び浅所が存在する。

- 区域1 下記2地点を結ぶ線上付近（水深減少）
 海図記載水深より約0.5m～約0.9m減少している（最浅水深 5.3m）
 (1) 42-58-50.9N 144-22-21.5E
 (2) 42-58-51.5N 144-22-27.1E
- 区域2 下記4地点を結ぶ線により囲まれる区域（水深減少）
 海図記載水深より約0.5m～1.0m減少している（最浅水深 8.1m）
 (3) 42-58-48.3N 144-22-17.2E
 (4) 42-58-48.3N 144-22-20.8E
 (5) 42-58-46.8N 144-22-24.1E
 (6) 42-58-45.3N 144-22-16.0E
- 位置 下記3地点（浅所）
 (7) 42-58-50.3N 144-22-15.7E 水深 約6.0m
 (8) 42-58-52.1N 144-22-32.5E 水深 約6.0m
 (9) 42-58-49.4N 144-22-33.4E 水深 約7.8m
- 海図 W31
 出所 釧路海上保安部



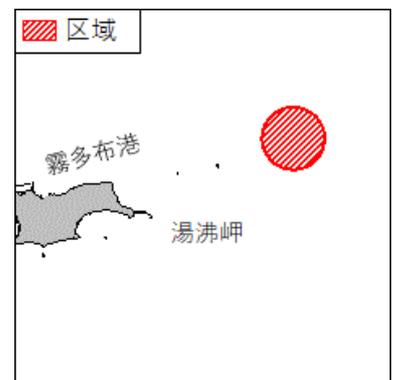
8年106項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区及び第2区 水路測量（期間変更）
 一管区水路通報8年6号68項削除

- 下記区域で、作業船による水路測量が実施されている。
- 期間 令和8年3月31日までのうち3日間
- 区域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域
 (1) 42-58-52.4N 144-22-33.7E
 (2) 42-58-54.7N 144-22-47.9E
 (3) 42-58-49.4N 144-22-49.5E
 (4) 42-58-47.5N 144-22-37.8E
 (5) 42-58-47.5N 144-22-36.0E
 (6) 42-58-47.2N 144-22-35.3E
- 備考 測量中、白赤白の燕尾旗掲揚
- 海図 W31
 出所 第一管区海上保安本部



8年107項 北海道南岸 — 湯沸岬東北東方 潜水訓練

- 下記区域で、潜水訓練が実施される。
- 期間 令和8年3月18日 1200～2100
- 区域 43-05.8N 145-13.7E
 を中心とする半径0.5海里の円内
- 備考 訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚
- 海図 W25
 出所 釧路海上保安部



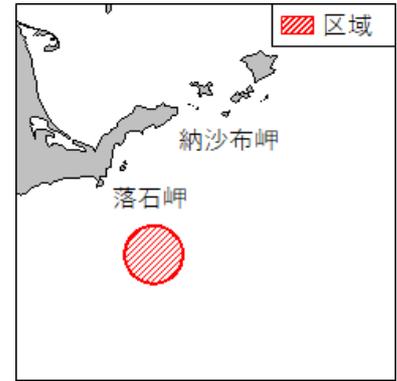
8年108項 北海道南岸 — 落石岬南東方 射撃訓練

下記区域で、巡視船艇による射撃訓練が実施される。

- 期 間 1 令和8年3月25日(予備日 26日) 0800~2400
 2 令和8年3月27日 1200~2400

区 域 42-57.9N 145-43.2E
 を中心とする半径5海里の円内

備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」「UY」旗掲揚及び紅色閃光灯点灯
 海 図 W25
 出 所 根室海上保安部



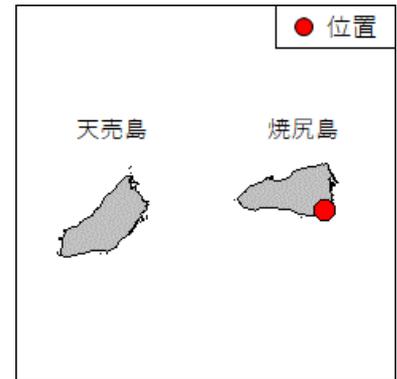
8年109項 北海道西岸 — 焼尻島 灯台灯質等変更

一管区水路通報8年9号97項削除

下記灯台は灯質及び光達距離が変更された。

灯台名称 焼尻島灯台
 位 置 44-25.8N 141-25.5E
 灯 質 (変更前) 群せん白光 毎30秒に4せん光
 (変更後) 群せん白光 毎20秒に4せん光
 光達距離 (変更前) 19海里
 (変更後) 12海里

海 図 W40B
 参照書誌 411 0541番
 出 所 第一管区海上保安本部



8年110項 北海道西岸 — 石狩湾港 水難救助訓練

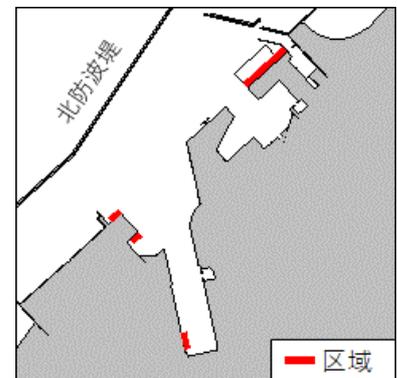
図に示す区域で、潜水士による水難救助訓練が実施される。

期 間 令和8年4月1日~令和9年3月31日までのうち毎月1回程度 0900~2200

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年111項 北海道西岸 — 石狩湾港 水難救助訓練

下記区域で、潜水士による水難救助訓練が実施される。

期 間 令和8年4月1日～令和9年3月31日のうち毎月2日間程度 0900～2100

区 域 1 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(1) 43-12-44.6N 141-17-43.6E (岸線上)

(2) 43-12-53.0N 141-17-33.7E

(3) 43-13-11.6N 141-18-01.5E (岸線上)

区 域 2 下記4地点を結ぶ線及び防波堤により囲まれる区域

(4) 43-13-13.3N 141-17-04.8E (防波堤上)

(5) 43-13-12.4N 141-17-07.8E

(6) 43-13-09.8N 141-17-04.8E

(7) 43-13-10.7N 141-17-02.4E (防波堤上)

区 域 3 下記4地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(8) 43-12-02.1N 141-16-46.7E (岸線上)

(9) 43-12-04.5N 141-16-50.5E

(10) 43-11-57.6N 141-17-00.8E

(11) 43-11-54.7N 141-16-55.9E (岸線上)

区 域 4 下記3地点を結ぶ線及び海岸線により囲まれる区域

(12) 43-11-06.5N 141-17-34.1E (岸線上)

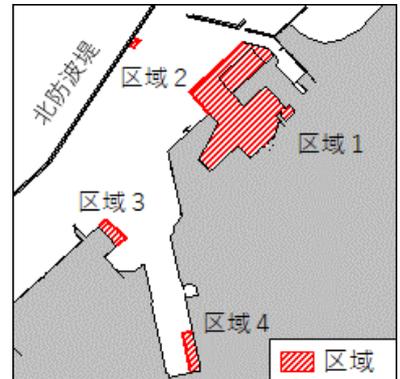
(13) 43-11-21.5N 141-17-30.0E

(14) 43-11-22.3N 141-17-35.1E (岸線上)

備 考 潜水訓練中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W7

出 所 石狩湾港長



8年112項 北海道西岸 — 小樽港、第1区 アンカーチェーン等交換作業

図に示す区域で、作業船及び潜水士によるアンカーチェーン等の交換作業が実施される。

期 間 令和8年3月16日～31日 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W5

出 所 小樽港長



8年113項 北海道西岸 — 神威岬南方 観測機器灯質変更

一管区水路通報7年32号579項関連

下記位置の灯付観測機器は灯質が変更されている。

期 間 当分の間

位 置 43-10.1N 140-18.8E

灯 質 (変更前) 黄灯、毎20秒に5せん光

(変更後) 黄灯、毎4秒に1せん光

海 図 W28-JP28

出 所 小樽海上保安部



8年114項 北海道西岸 — 岩内港南西方 AIS信号所復旧

一管区水路通報8年4号52項削除

下記のAIS信号所は、復旧した。

名称 JMC 岩内沖海洋観測施設 AIS 信号所

位置 42-56-30N 140-19-27E

海上移動業務識別 994311584

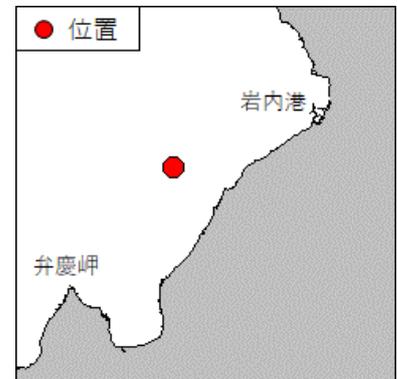
電波の型式、周波数及び空中線電力 F1D 161.975MHz 12.5W、F1D 162.025MHz 12.5W

電波の発射時間 常時

有効利用区域 半径約11海里の円内の海面

海図 W11-JP11-W28-JP28

出所 第一管区海上保安本部



8年115項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期間 令和8年4月8日、9日（予備日10日）0800～1700

区域 41-20-10N 142-29-47E

を中心とする半径15海里の円内

海図 W43

出所 防衛省海上幕僚監部



8年116項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練

下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期間 令和8年4月8日、9日（予備日10日）0800～1700

区域 40-55-09N 139-04-48E

を中心とする半径10海里の円内

海図 W43

出所 防衛省海上幕僚監部



8年117項 北海道周辺 船舶通航信号所一時業務休止

小樽船舶通航信号所における情報提供が一時休止されている。

期間 当分の間

海岸局 茂津多岬送受信所（識別番号 004310107）

参照書誌 411 8101. 1番

出所 第一管区海上保安本部